

## 復命書

供 覽	所長	次長	総務 課長	技監	治山 課長	係長	課員
日時	平成 20 年 4 月 15 日 (火) 11:00 から 12:00						
出張先	熱海市中央町 热海市役所						
用件	熱海市伊豆山地内の開発状況について						
	熱海市伊豆山地内の [ ] による宅地造成事業について、平成 20 年 4 月 10 日 (木) に現地を確認したところ、森林法に違反している疑いがあり、熱海市に対し、土地利用対策委員会等の審査の経緯を確認するよう求めていた。 その結果について、熱海市から下記のとおり説明を受けた。						
内容 及び 結果	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 立会者 热海市建設部 まちづくり課 [ ] 観光経済部 産業振興課 [ ]</p> <p>2 热海市の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当時の土地利用対策委員会の資料を確認したところ、市が完全に森林区域を見落としていたことが判明した。言い訳になるが、[ ] としては、県と同様に、関係法令を所管する幹事課に照会し、回答が無かつたため承認したものである。現在、森林法違反で県が指導している箇所については注意していたが、今回の箇所については、森林区域に該当するとは全く思わなかった。</li> <li>今回、改めて確認したところ、明らかに森林区域を超えて開発していることを確認した。(当然、伐採届の提出も無い)</li> <li>热海市は、非線引き都市計画区域であり、当該箇所の森林計画区域を分ける線は、用途地域とほぼ一致している。(第一種中高層住居専用地域)、また、風致地区は全域である。</li> </ul> <p>3 热海市への指示事項及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本来は、直ちに工事を中止し、復旧を指導しなければならないが、热海市の土地利用の承認を得て、しかも都市計画法の許可を得ているため事業者側からすれば、簡単には納得しないであろう。</li> <li>これまでの土地利用審査の経緯をまとめ、[ ] の情報、関係法令の許認可の状況、土地利用計画平面図等の資料を提供して欲しい。その上で、热海市としての県に求める対応を説明して欲しい。</li> <li>防災計画については、都市計画法の許可を得ているからそれ程心配していないが、住宅団地の場合、森林率(緑地を含む)を 20% 確保しなければならない。最終的には林地開発の基準を満たすよう指導したい。</li> <li>まずは、県が現在復旧指導している箇所の処理を完了させたい。その上で、新たな開発案件についても対応していく。そのために、热海市と協力して課題を解決していきたい。今後は、事業者への対応を個別に行うのではなく、連携して行う等したい。そのためには热海市役所に出向いて行っても構わない。</li> </ul>						

上記のとおり復命します。

平成 20 年 4 月 15 日

東部農林事務所長様

職氏名 治山課  
[ ]

(撮影日付 H17年11月24日)

森林情報システム面積十森林計画図

これが図は、自主的森林の森林を示す。開拓林地の森林を示す。森林地の森林を示す。森林地の森林を示す。

